九　削除

十　法第五条第四項第九号の事項を記載している場合には、次に掲げる図書

イ　法第五条第四項第九号に規定する事業のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

ロ　法第五条第四項第九号に規定する事業のおおむねの区域が、国の施行又は国の補助に係る土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該土地改良事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間を説明した資料

十一　法第五条第四項第十号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている構造改革特別区域計画

十二　法第五条第四項第十一号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている中心市街地活性化基本計画

十三　法第五条第四項第十二号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている地域経済牽引事業促進基本計画

十四　［略］

九　法第五条第四項第九号の事項を記載している場合には、遊休工場用地等（同号に規定する遊休工場用地等をいう。以下この号において同じ。）をその工業等導入地区（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第五条第三項第一号に規定する工業等導入地区をいう。以下この号において同じ。）の区域に含む実施計画（同条第一項に規定する実施計画をいう。以下この号において同じ。）並びに当該実施計画に定められた工業等導入地区の区域及び遊休工場用地等を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

十　法第五条第四項第十号の事項を記載している場合には、次に掲げる図書

イ　法第五条第四項第十号に規定する事業のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

ロ　法第五条第四項第十号に規定する事業のおおむねの区域が、国の施行又は国の補助に係る土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該土地改良事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間を説明した資料

十一　法第五条第四項第十一号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている構造改革特別区域計画

十二　法第五条第四項第十二号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている中心市街地活性化基本計画

十三　法第五条第四項第十三号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている産業集積形成等基本計画

十四　［同上］

十五　法第五条第八項の規定により地域再生協議会（法第十二条第一項に規定する地域再生協議会をいう。以下同じ。）における協議をした場合には、当該協議の概要

十六　［略］

2　別記様式第一による申請書には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するよう努めるものとする。

［一・二　略］

三　次条第一項第十六号の事項を記載している場合には、補助金等交付財産（法第五条第四項第十三号に規定する補助金等交付財産をいう。次条第一項第十六号において同じ。）の所在を表示した図面

（地域再生計画の記載事項）

第二条　法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一～十　略］

十一　削除

十二　法第五条第四項第九号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

十三　法第五条第四項第十号の事項を記載する場合には、前条第一項第十一号の規定により内閣総理大臣に提出される構造改革特別区域計画の名称及び当該構造改革特別区域計画を作成した者の名称並びに当該構造改革特別区域計画に記載されている法第五条第四項第十号に規定する特定事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

十五　法第五条第九項の規定により地域再生協議会（法第十二条第一項に規定する地域再生協議会をいう。以下同じ。）における協議をした場合には、当該協議の概要

十六　［同上］

2　別記様式第一による申請書には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するよう努めるものとする。

［一・二　同上］

三　次条第一項第十六号の事項を記載している場合には、補助金等交付財産（法第五条第四項第十四号に規定する補助金等交付財産をいう。次条第一項第十六号において同じ。）の所在を表示した図面

（地域再生計画の記載事項）

第二条　法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一～十　同上］

十一　法第五条第四項第九号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による同号に規定する農村地域における安定した雇用機会の確保に資する程度

十二　法第五条第四項第十号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

十三　法第五条第四項第十一号の事項を記載する場合には、前条第一項第十一号の規定により内閣総理大臣に提出される構造改革特別区域計画の名称及び当該構造改革特別区域計画を作成した者の名称並びに当該構造改革特別区域計画に記載されている法第五条第四項第十一号に規定する特定事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度